

## 給与明細等の電子化は社員の承諾が必要！ 会社は承諾を得る努力をしていない！半ば強制だ！ 個人情報保護が全くわかってない・・・弁護士談

会社は給与明細等を、社員個人が所持するパソコンなどで閲覧できる電子配信サービスを導入するとし、職場で社員に手続きを促してします。

紙での給与明細等の配布を希望し、紙配布申請書を提出しようとした皆さん！「そんな理由で紙配布は認められない」と管理者に恫喝されたり、管理者が理由を認めないと、申請書そのものを手交しない、ということはありませんか？あるいは同じ理由でも、認める管理者と認めない管理者（あるいは職場）がいませんか？

そもそも、**所得税法第231条2項では「当該給与等の・・・支払いを受ける者の承諾を得て、・・・支払い明細書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる」となっています。つまり支払いを受ける者＝社員の承諾がないと、電磁的方法による提供＝給与明細等の電子配信はできない、ということです。**

会社は承諾を得る努力をしていますか？社員の多くは自分の賃金の明細＝個人情報が漏洩するのではないかと、ということに不安を持っています。これに対し「給与明細書をなくしても個人情報は漏洩するだろう」とか「プリンターが無ければコンビニで印刷すればいいだろう」などという、個人情報保護に全くノーテンキな管理者がいます。

会社は承諾を得ることなく、半ば強制的に電子化を進めています。JR東海労は、社員の承諾なき給与明細等の電子化はいったん中止し、その上で真摯に、社員の承諾を得ることから始めることを要求します。

社員の承諾なき給与明細等の電子化はいったん中止せよ！